

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する  
審査基準の一部改正について

1 趣旨

横浜市では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録に係る審査基準を定めています。

このたび、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づく代表的なアナログ規制に関する見直しにより、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号）」の改正が行われたことから、本市で定める審査基準の一部改正を行いました。

2 改正内容

(1) 登録営業所における人的要件である清掃作業監督者等の常駐専任規定について、改正しました。

(2) 従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例について、新設しました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和6年4月15日